

阿久根市再生可能エネルギー導入推進戦略策定業務 公募型プロポーザル方式実施要領

このプロポーザル実施要領（以下「実施要領という。」）は、阿久根市が実施する「阿久根市再生可能エネルギー導入推進戦略策定業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

1 本業務の概要

(1) 業務名

阿久根市再生可能エネルギー導入推進戦略策定業務

(2) 本業務の目的

本市では、地域内における再生可能エネルギーの活用を推進することにより、エネルギーの地産地消を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、地域の脱炭素化や防災力の向上に取り組んでいる。一方、世界では、ウクライナ侵攻やイランを巡る中東情勢の緊迫化によりエネルギーの安定供給が脅かされており、地産地消ができる再生可能エネルギーの重要性が一層高まっている。

こうした状況から、本業務では、環境問題に関する国内外の動向を踏まえ、中長期的な観点から将来を見据えて、本市の再生可能エネルギーの利用促進や導入可能性について検討を行い、将来にわたり環境にやさしく快適に暮らせるまちの実現に向けた「阿久根市再生可能エネルギー導入推進戦略」の策定を目的として実施する。

(3) 本業務の内容

別紙1「阿久根市再生可能エネルギー導入推進戦略策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行場所

阿久根市内一円

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 提案限度額

16,346,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（一部予定を含む）は、次のとおりとする。

項目	日程
公募開始	令和8年4月28日（火）
質問書の提出期限	令和8年5月8日（金）
質問に対する回答	令和8年5月12日（火）

参加資格確認申請書の提出期限	令和8年5月15日（金）
参加資格確認結果の通知	令和8年5月20日（水）
企画提案書の提出期限	令和8年5月27日（水）
プレゼンテーション	令和8年6月上旬
プロポーザル方式候補者選定審査会	令和8年6月上旬
審査結果の通知	令和8年6月中旬
審査結果の公表	令和8年6月中旬
契約締結	令和8年6月中旬

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 個人を除く企業・研究機関・団体等であること。
- (2) 市の現状及び本業務の目的を理解し、本市が実現しようとする脱炭素に向けた取組を積極的に推進する意向がある者。
- (3) 本市の物品購入等有資格業者の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続の開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続の開始申立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 国税、都道府県税及び市区町村税を滞納している者でないこと。
- (8) 鹿児島県内に本社又は支店（営業所）を有し、契約期間中において本市と円滑な連絡調整が迅速かつ適切に行えること。
- (9) 本市の物品の購入等に係る入札参加資格者名簿において、参加資格確認申請書を提出する日までに、次の分類に登録されていること。
【大分類】335（調査・研究）、【小分類】004（環境関係調査）
- (10) 過去2年間に九州地方の地方公共団体から再生可能エネルギー導入計画・ビジョン又は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の受注実績を3件以上有していること。
- (11) 同等業務の担当として従事した経験を有し、技術士（環境部門）又はエネルギー管理士の資格を有する者を管理技術者として本業務に配置できること。

5 応募方法等

- (1) 参加資格確認申請書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル方式参加資格確認申請書（第2号様式）（第11条関係）
- (イ) 誓約書（第2号様式）
- (ウ) 納税証明書
- (エ) 会社概要書（第3号様式）
- (オ) 業務実績書（第4号様式）
- (カ) 本業務に配置する管理技術者（第5号様式）

※「4 参加資格要件」の(10)及び(11)に関する業務実績について記載すること。

イ 提出方法

持参又は郵送で提出すること。（電子メール又はFAXでの提出は不可。）

ウ 提出先

「11 連絡先・提出先」に示す部署

エ 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時15分（必着）

オ 提出部数

1部

カ 参加資格確認結果の通知

参加資格の有無を令和8年5月20日（水）までに書面で通知する。参加資格を有している場合、企画提案書を提出すること。

(2) 企画提案書

ア 作成方法

提出書類は、原則として日本工業規格A4判サイズで10枚（20ページ）以内で作成すること。

イ 提出書類

企画提案書（任意様式）

企画提案書は、仕様書に示す業務内容について具体的に提案するものとし、あわせて、次の項目を必ず記載すること。

- (ア) 業務実施体制
- (イ) 業務工程表
- (ウ) 予算見積書（任意様式、税込表記）

積算内訳は、業務別に人件費や諸経費等の区別が判断できるよう、可能な限り詳細に記載すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送で提出すること。あわせて、提出書類一式のデータ（PDF形式）を電子メールにて提出すること。

エ 提出先

「11 連絡先・提出先」に示す部署

オ 提出期限

令和8年5月27日（水）午後5時15分（必着）

カ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

6 質問の受付及び回答

質問は、実施要領及び仕様書の内容に関するものに限り受け付けるものとする。

(1) 提出方法

電子メールに質問書（第1号様式）を添付して、次のとおり提出すること（電話や口頭での質問は受け付けない。）。

【メール件名】再生可能エネルギー導入推進戦略策定業務に係る質問書（事業者名）

【送信先アドレス】kankyo@city.akune.kagoshima.jp

また、送信後は受信状況を電話で確認すること。（鹿児島県自治体情報セキュリティクラウド及び市のスパムメール対策システムにより、電子メールが到達しないことがあるため。）

(2) 提出期間

令和8年4月28日（火）から5月8日（金）午後5時15分まで（必着）

(3) 質問に対する回答

令和8年5月12日（金）午後5時15分までに電子メールで回答する。

なお、本業務に直接関係のある質問のみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

7 審査

(1) 審査方法

選定委員会において、審査基準に基づき、次の審査を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

なお、提案者が1者のみの場合も、プレゼンテーションによる審査を実施する。

ア 企画提案書の審査

イ プレゼンテーション審査

(ア) 日程は令和8年6月上旬を予定している。詳細は後日、通知する。

(イ) 持ち時間は、プレゼンテーションで20分以内、質疑応答で10分以内とする。

(ウ) 説明者を含めて入室できる者は1事業者につき3名までとする。

(エ) 他の提案者のプレゼンテーションの傍聴（入室）は認めない。

(オ) プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書のみを使用して説明することとし、追加資料の配布は認めない。

(2) 審査基準（審査項目、配点）

別紙2「阿久根市再生可能エネルギー導入推進戦略策定業務公募型プロポーザル審査基準」のとおり

(3) 一次審査の実施

応募者多数となった場合には、提出書類による一次審査を実施する場合がある。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する場合は失格とする。

- (ア) 「4 参加資格要件」を満たさなくなったとき。
- (イ) 提出された書類に虚偽又は不正があったとき。
- (ウ) 契約の履行が困難と認められるに至ったとき。
- (エ) 本プロポーザルに関して、提案者が個別に選定委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があったとき。
- (オ) 見積額が提案限度額を超過しているとき。
- (カ) その他本事業の遂行にふさわしくないと認められたとき。

8 審査結果の通知及び公表

審査結果については、文書により通知する。また、次の項目について阿久根市ホームページに公表する。

- ・ 業務等の名称等
- ・ 候補者の商号または名称及び所在地
- ・ 審査結果一覧表（提出者名は除く。）

なお、審査結果及び審査内容についての質問及び異議申立ては、一切受け付けない。

9 契約手続等

受託候補者と令和8年6月中旬に契約締結の手続を行う予定である。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

10 その他

- (1) 実施要領に基づく全ての手続に関しては、参加者自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、本プロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、市は無償で当該著作権を使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は必要に応じて複写することがある。
- (4) 提出された書類の内容を変更すること、また、提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 同一の参加者からの複数の提案書の提出は受け付けない。
- (6) 提出された書類は情報公開の請求により阿久根市情報公開条例（平成13年阿久根市条例第15号）の規定に基づき、その全部又は一部を開示することがある。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、市が別に定める。

11 連絡先・提出先

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地
阿久根市役所 環境水産課 生活環境係
担当：飛松・大川内（とびまつ・おおかわうち）
電話：0996-73-1219
電子メール：kankyo@city.akune.kagoshima.jp